告 示

埼玉県告示第八百四十六号

条第二項において読み替えて準用する同法第三十八条第一項の規定により公告する。 地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し裁定の申請があったので、同 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、農

令和四年八月十六日

埼玉県知事 大 野 元 裕

申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

九六三・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百八十九番二
九六三・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百八十九番一
11 • 11 0	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十八番二
九一九・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十八番一
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十七番二
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十七番一
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十五番二
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十四番一
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十三番
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百七十二番一
三五〇・〇〇	畑	川越市大字菅間字上ノ前五百四十一番三
六回一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百四十一番二
四九五・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十九番一
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十八番
四九五・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十七番二
五六八・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十六番一
二六七・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十五番二
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十五番一
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十四番二
一, 〇一回, 〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十四番一
一、二九九・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十三番
九九一・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十二番二
六〇七・〇〇	田	川越市大字菅間字上ノ前五百三十二番一
面積(平方メートル)	地目	所在及び地番

二 申請に係る農地の利用の現況

農地法第三十三条第一項に該当。

 \equiv 申請に 係る農地に 0 V て \mathcal{O} 申請者 0 利用計 画 \mathcal{O} 内容 の詳細

裁定手続後に、 農地 中 間管理機構 から借受希望者に農地を貸 し付付 ける。

兀 希望す る 利用権 \mathcal{O} 始 期及 \mathcal{U} 存続期間並 びに借賃に相当する補償金 \mathcal{O} 額

令和四年十二月一日	利用権の始期
十年	存続期間
〇 円	借賃に相当する補償金の額

五 意見書の提出

申 請に係る農 地 の所有者等は 知 事 に意見書を提出することができる。

イ 提出期限

令和四年八月三十日

ガニュー

口

提出

...

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

ハ 記載事項

(1) 意見書を提出する者 \mathcal{O} 氏 名及 び住所 (法 人にあ 0 て は、 その名称及び主た

る事務所の所在地並びに代表者の氏名)

② 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

(3)意見書を提出する者 \mathcal{O} 当該農地 \mathcal{O} 利用 \mathcal{O} 状況及び 利用計 画

意見書を提出 す る者が当該農地を現に耕作の目的に供 して 11 な 11 理

(5) 意見の趣旨及びその理由

(4)

(6) その他参考となるべき事項